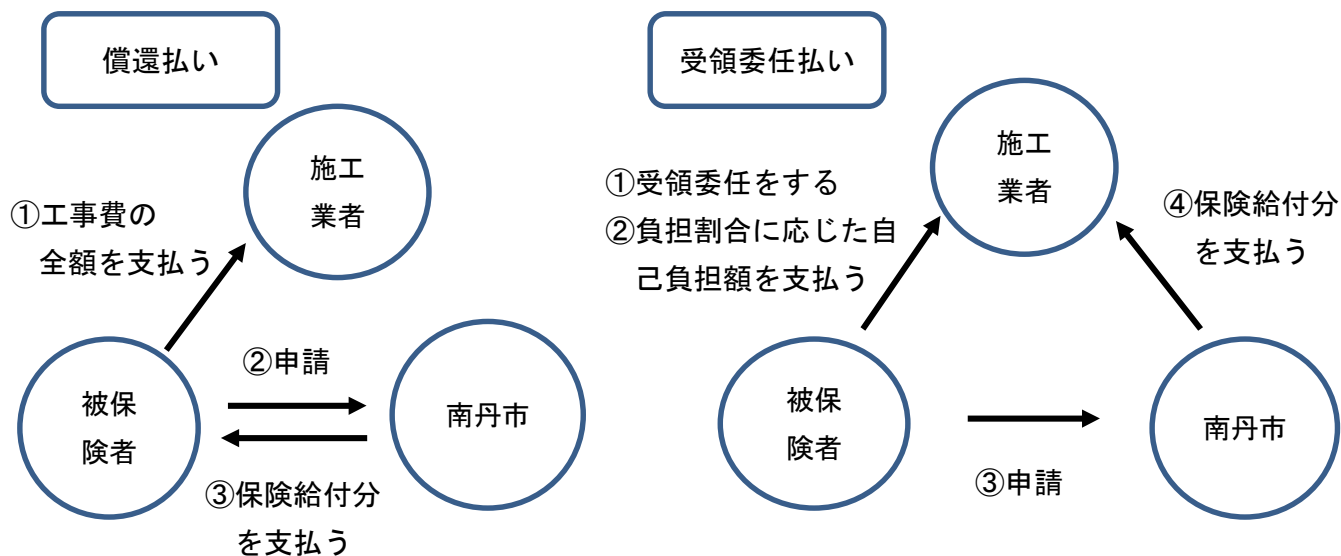


介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修で 受領委任払制度が利用できるようになります

1 受領委任払制度とは

南丹市では、被保険者が介護保険住宅改修を実施したときは、その費用の全額を一旦支払った後に、保険者から保険給付分（7～9割）をお返しする償還払制度を原則としています。しかし、この方法のみでは一時的であっても、工事費用の全額を支払うことが困難な方には、住宅改修を利用しにくい状況がありました。そこで、被保険者の委任に基づき、被保険者が自己負担分（1～3割と支給限度基準額（20万円）を超える場合はその分）を工事施工業者に支払い、保険者から工事施工業者に保険給付分を支払う受領委任払制度を令和3年4月から開始します。この制度は、被保険者の一時的な負担を軽減し、住宅改修を利用しやすくすることを目的としています。

2 償還払いと受領委任払いの違い



3 受領委任払制度の開始

令和3年4月1日以降に提出された事前申請分から制度を利用することができます。

4 受領委任払制度の対象者

- ・南丹市の被保険者であり、要介護・要支援認定を受けていること。
 - ・給付制限等に該当していないこと。
 - ・受領委任払制度を活用することに工事施工業者の同意が得られていること。
- 上記の条件にすべて該当している方です。

5 受領委任払制度を利用する場合の流れ

別紙の『■受領委任払制度の申請の流れ』を参照してください。

※申請書について、償還払制度の様式と異なります。

住宅改修費支給申請書（受領委任払用）の受取人欄は、工事施工業者に記入を依頼してください。

6 工事内容の変更時

事前申請時と工事の内容が変更になった場合は、工事内容変更届を提出する必要がありますので、工事内容が変更になる場合は、まず高齢福祉課へ相談をしてください。

7 自己負担額

住宅改修に要する費用のうち、負担割合証に記載された利用者負担の割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）が自己負担となります。ただし、介護保険住宅改修費支給限度基準額を超えて住宅改修に要した費用については、被保険者の全額自己負担となります。

（例）12,841円（改修費用）×1割（負担割合）＝1284.1円→1,285円（自己負担分）

8 住宅改修の負担割合の基準日

住宅改修費の支給については、負担割合に基づいて行いますが、その基準日については、領収書発行日時点の負担割合となります。南丹市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認（不承認）決定通知書に自己負担（予定）額の欄がありますが、負担割合証の更新により、事前申請時と負担割合が変更になった場合については、自己負担額・支給額が異なりますのでご注意ください。

（参考）

全国介護保険担当課長会議資料より

問4 2割負担となる者に対する居宅介護（介護予防）福祉用具購入費及び居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給することとなるのか。

（答） いずれも領収書記載日時点における負担割合を適用することとなる。



問い合わせ先

南丹市 福祉保健部

高齢福祉課 介護保険係

TEL : 0771-68-0006

FAX : 0771-68-1166